

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、家浦地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）家浦地区）を行うことについて平成31年3月27日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成31年4月10日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成31年4月5日

香川県知事 浜 田 恵 造